

第2回いなべ市行政改革推進委員会事項書

日時 令和7年2月27日(木)午後2時～

場所 いなべ市役所 行政棟2F庁議室

1 開会

2 会長あいさつ

3 説明事項

(1) 第1回いなべ市行政改革推進委員会の補足事項

ア 第2次行政改革大綱におけるいなべブランドの確立について

イ 財政調整基金残高の適正規模の考え方について

ウ いなべ市の財政状況について

(2) 新たな行政改革大綱の枠組み・・・資料1

(3) いなべ市の行政体系について・・・資料2

(4) 第3次いなべ市総合計画と第3次いなべ市行政改革大綱の体系と骨子・・・資料3

4 審議事項

(1) いなべ市における行政改革のこれまでの評価と今後の方針・・・資料4

(2) 第3次いなべ市行政改革大綱(案)について・・・資料5

5 次回の会議について

開催日時：令和7年3月26日(水)午後2時から

場 所：いなべ市役所 行政棟2F庁議室

6 閉会

行政改革推進委員会 座席表

(敬称略)

四日市看護医療大学 前学長 丸山 康人					
林会計事務所 所長 林 伸一					株式会社デンソー 大安製作所 所長 岡本 孝文
株式会社百五銀行 いなべ支店 支店長 佐々木 文昭					トヨタ車体株式会社 いなべ工場 工務部工場管理室 総務グループ長 近藤 雄司
いなべ市商工会 伊藤 章子					一般社団法人グリーン クリエイティブいなべ 代表理事 岡 正光

傍聴席	総務部長 近藤 栄人	都市整備部長 大川 洋海	副市長 山下 正史	企画部長 出口 和典	政策課長 小谷 直仁	オブザーバー 小林 直樹
	市民部長 伊藤 ひろ	環境部長 岩田 長司	福祉部長 岡 真水	健康こども部長 出口 美紀	農林商工部長 若松 辰彦	建設部長 太田 東洋
	水道部長 寺本 靖彦	教育部長 伊藤 功	会計管理者 三好 宏尚	議会事務局長 市川 久春	監査委員事務局長 中村 政紀	職員課長 多湖 篤人
	企画部次長 兼財政課長 岡 武史	財政課 伊藤 真次	管財課長 瀬古 克成	管財課 柴嶋 幹人	事務局 児玉 吏	事務局 堀田 彰宏

出入口

出入口

行政改革推進委員会委員名簿

(敬称略)

役 職 等	氏 名
四日市看護医療大学前学長	丸山 康人
林会計事務所所長	林 伸一
株式会社百五銀行いなべ支店支店長	佐々木 文昭
いなべ市商工会	伊藤 章子
株式会社デンソー大安製作所所長	岡本 孝文
トヨタ車体株式会社いなべ工場 工務部工場管理室 総務グループ長	近藤 雄司
一般社団法人グリーンクリエイティブいなべ 代表理事	岡 正光

資料1 新たな行政改革大綱の枠組み

1 行政改革大綱の見直しの背景について

いなべ市は、第1次、第2次総合計画に掲げた基本理念の「いきいき笑顔応援のまちなべ」を引き継ぎ、「第3次いなべ市総合計画基本構想（令和6年度）・基本計画（令和7年度）」を策定し、令和8年度からいなべ市のまちづくりは、新たなステージを迎えることとなります。

第3次総合計画が目指す市の将来像「好き」が、あふれる。私のまちいなべ」を実現させるためには、新たなまちづくりの展開を図りつつ、市民生活に必要なサービスの提供を将来も維持、継続していくために、「将来見通しを踏まえた持続可能な財政基盤の確立」が必要です。

そのためには、行政改革の推進により健全な自治体経営を行う必要があります。

地方公共団体は、資産及び債務の実態把握とこれらの管理体制の状況確認並びに資産及び債務に関する改革の方向性と改革を推進するための具体的な施策を策定することが責務※となっています。

今後、本市が行政改革が担うべき最も大きな役割は、「総合計画を健全な行政運営の側面から支える」ということです。そのために、総合計画と行政改革は、車の両輪であるという認識に立ち、刻一刻と変化する社会経済環境や市民ニーズを的確に捉え、時代に即した取り組みを柔軟に展開することで、将来にわたって持続可能な財政基盤の確立をさせる必要があります。

そのためにも、総合計画と行政改革の計画期間を整合させて、10年先を見据えた取り組みを展開しつつ、その時々直面する状況の変化に応じて、必要性の低くなった事業については縮小・統廃合に向けた見直しを行い、重点的に取り組むべき施策や事業には、優先的に予算や人員といった行政資源を配分するといった「選択と集中」を進めることが必要です。

※簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律

2 総合計画・行政改革大綱の進捗管理について

一次評価のイメージ

- (1) 部長が①施策及び②重点取組事項の評価を行う。
- (2) 課長が③事務事業及び④アクションプラン（改革項目）の評価を行う。

二次評価のイメージ

- (3) 総合計画基本構想に基づく⑤基本計画の進捗管理は、総合計画審議会が行う。
- (4) 行政改革大綱に基づく②重点取組事項の審議は、行政改革推進委員会が行う。
- (5) 行政改革大綱に基づく④アクションプラン（改革項目）の進捗管理は、行政改革推進委員会が行う。

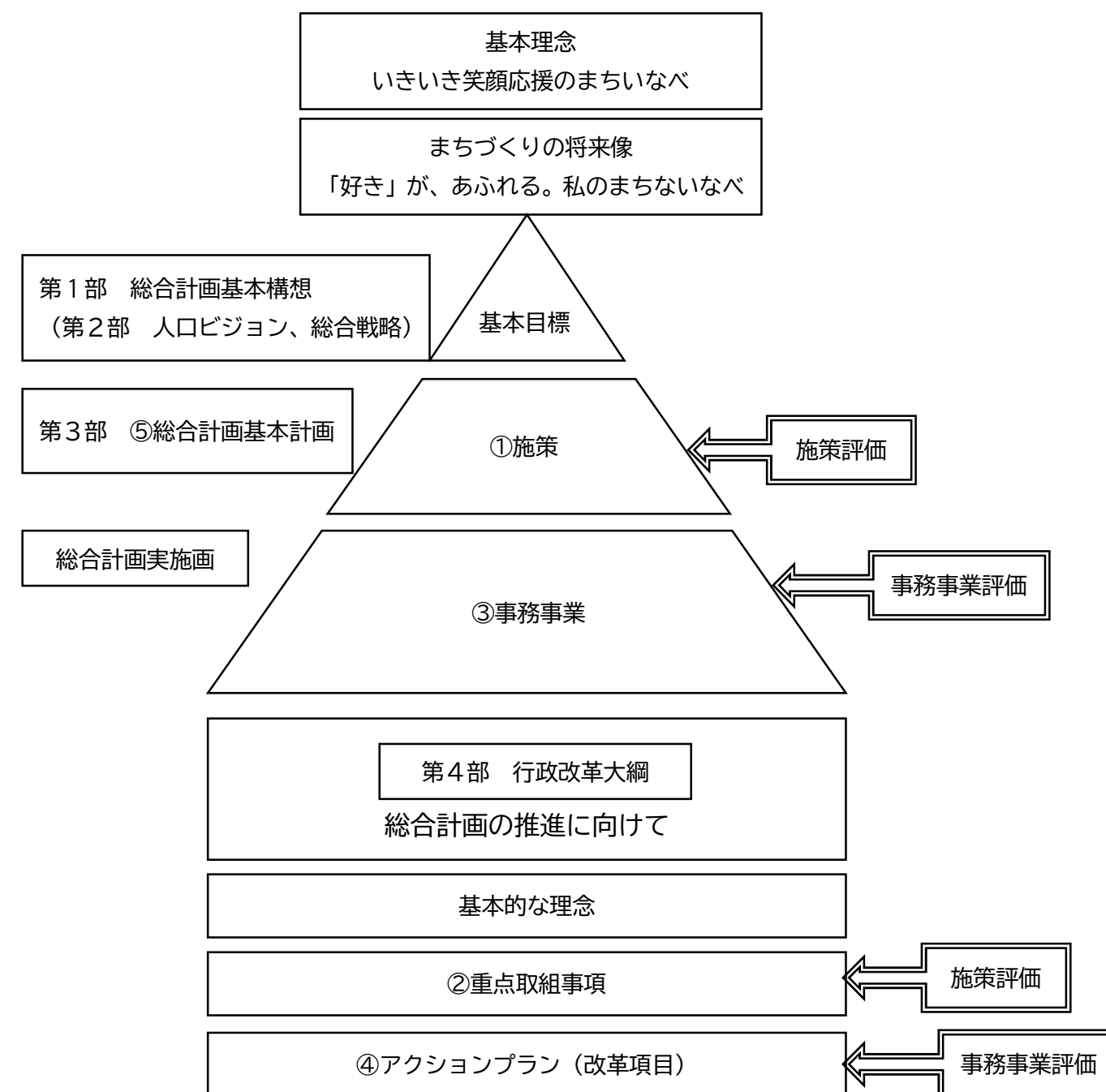
総合計画審議会と行政改革審議会

総合計画審議会と行政改革推進委員会の進捗管理（（４）重点取組事項の審議を除く。）は、同時に開催する。

3 総合計画と行政改革大綱の体系について

令和8年4月開始の「第3次いなべ市総合計画」の中に、「第4部 計画の推進にあたって」を「第3次いなべ市行政改革大綱」として位置付ける。

新たな行政改革大綱に基づき、重点取組事項並びに毎年度に実施する事務事業をアクションプランとして評価・検証をする。



いなべ市の行政体系 Plan（計画）-Do（実行）-See（検証）

市 民

市ホームページ

いなべFM

意見

パブリックコメント

いなべ10

公表

広報誌リンク

計画

基本構想（10年）（R8～R17）

人口ビジョン・総合戦略

行政改革大綱

第1期基本計画（5年）
（R8～R12）

実施計画（3年ローリング）

年度計画（予算編成）

第3次総合計画
（P）

議決

目標管理

実施

副市長

面談

対話

基本方針

部次長

面談

対話

施策

課長級

面談

対話

事務事業

職員

着実に効率的な計画推進

展開
（D）

連合自治会長会

連携

自治会長会

自治会

ボランティア・NPO団体

協働

市民活動室

検証

評価
（S）

行政評価（施策・事務事業評価）

- ・受託責任・説明責任
- ・改善活動の推進
- ・コスト評価
- ・効率性の評価
- ・事業再編整理・廃止統合の検討

人事評価（業績評価・能力態度評価）

- ・組織的な課題抽出
- ・人材育成上の課題抽出

提出

H26.6.13

H29.9.25更新

R7.2.3更新

市議会

第3次いなべ市総合計画と第3次いなべ市行政改革大綱

第2次総合計画（現行計画）の構成	第3次総合計画（次期計画）の構成（案）
第1部 序論	第1部 基本構想
第1章 計画の策定にあたって 第1節 計画策定の趣旨 第2節 計画の役割と位置づけ 第3節 計画の構成と目標年次 第2章いなべ市の地域特性 第1節 位置・自然 第2節 歴史・沿革 第3節 人口・世帯の状況 第4節 産業の状況 第3章 まちづくりをとりまく背景 第1節 人口の予測 第2節 市民ニーズの状況 第3節 社会潮流の動向 第4章 まちづくりの主な課題 第1節 分野横断的な課題 第2節 分野別の課題	第1章 計画の策定にあたって 第1節 計画策定の趣旨 第2節 計画の役割と位置づけ 第3節 計画の構成と目標年次 第2章いなべ市の地域特性 第1節 位置・自然 第2節 歴史・沿革 第3章 まちづくりをとりまく現状と課題 第1節 まちづくりの現状 第2節 市民ニーズの状況 第3節 まちづくりの課題と方向性 第4章 まちづくりの基本方針 第1節 まちづくりの基本理念 第2節 まちづくりの将来像 第5章 計画の基本フレーム 第1節 <u>人口推計</u>と将来人口 第2節 交流人口 第3節 <u>市民参画</u> 第4節 市民幸福度 第5節 財政フレーム 第6節 土地利用構想 第6章 施策の大綱 第1節 基本目標 第2節 総合的取組事項 ※共通目標、基本目標は、限られた財源を効果的・効率的に活用するための行財政改革との一体的推進、近年の激しく変化する社会に対応可能な行政運営、SDGs、脱炭素社会、ウェルビーイング、災害の激甚化、DX化、嗜好の多様化、都市への人口一極集中等を見据えて設定します。
第2部 基本構想	第2部 人口ビジョン総合戦略
第1章 まちづくりの基本方針 第1節 まちづくりの基本理念 第2節 まちづくりの将来像 第2章 計画の基本フレーム 第1節 将来人口 第2節 交流人口 第3節 協働のまちづくり 第4節 市民幸福度 第5節 財政フレーム 第6節 土地利用構想 第3章 施策の大綱 第1節 共通目標 第2節 基本目標	
第3部 人口ビジョン、総合戦略	第3部 基本計画（各分野の施策）
第4部 基本計画	

第5部 計画の推進にあたって	第4部 計画の推進にあたって ～第3次いなべ市行政改革大綱（案）～
第1章 重点取組事項	第1章 総合計画と行政改革の一体的な推進
第1節 SDGsの推進	第2章 基本的な考え方
第2節 国土強靱化の推進	第3章 推進方法
第3節 外部人材の活用	第1節 進行管理
第4節 ダイバーシティの推進	第2節 評価指標と目標値の設置
	第3節 行財政改革の財政効果額
第2章 計画の推進	第4章 実施項目
第1節 簡素で効率的な行政システムの構築	
第2節 効果的で効率的な財政運営の実現	
第3節 計画の推進体制	
第4節 計画の進捗管理	

資料4

第2次行政改革大綱の総括と検証（今後の課題及び方向性）	
簡素で効率的な行政システムの構築	
1 定員管理の適正化	・会計年度職員（集落支援員を含む。）、定年延長、保育士（社会福祉協議会付を含む。）等を含めた定員適正化計画
2 市組織の状況と働き方改革	・社会全体が労働力不足の時代
3 多様化・複雑化する行政需要	・会計年度任用職員数の抑制の必要性
	・行政需要に対応した適切な職員の配置、職員数の管理を行う必要性
	・支払い事務の効率化
	・私立認定こども園7園の認定こども園料は事業者（社会福祉協議会）が徴収
4 厳しい財政状況の見通し	・補助費、物件費（H25～35億円以上、H31～40億円以上）
	・人件費、扶助費、公債費の上昇（義務的経費の上昇）
	・物価高騰等による維持管理費が増加傾向
	・会計年度職員（集落支援員を含む。）、定年延長、保育士（社会福祉協議会付を含む。）等を含めた定員適正化計画
	・財政調整基金と市債管理基金の推移
	財政調整基金当初予算繰入額の2倍程度が適正規模と判断、一方で、市債管理基金は、公債費の償還を計画的に行うための資金として積み立ての必要性がある。
	・次期（令和8年度～令和17年度）の財政フレームの状況
	・市税、地方交付税などの一般財源の大幅な増加は見込みにくい状況
	・ごみ処理施設や斎場施設の整備などの大規模事業を予定
	・ごみ処理施設や斎場施設の老朽化による課題や環境問題等から施設整備
	・財政の健全化と市民サービスのバランスを考慮
	・将来にわたり、持続可能な財政基盤を確立する必要性
	・公共施設の老朽化対策
	・各種の社会保障や行政サービスに必要な財源の不足
	・より効果的・効率的で市民満足度の高い事業を選択と集中
	・入力・作成作業については定着し、評価検証はできるようになった一方で、行政改革の視点に係る評価検証につながっていない。
	・コミュニティFM更新経費が増大となり苦慮
	・コミュニティFMの継続や時代の変化に合わせた情報伝達手段の構築
	・債券運用は、満期までの期間が長期のため、投資計画を含めた財政見通しが必要
5 公共施設等の老朽化と必要財源の不足	・公共施設等総合管理計画に基づいた公共施設管理の推進
	・物件費の上昇
	・物価高騰等による維持管理費が増加傾向
	・次期（令和8年度～令和17年度）の財政フレームの状況
	・公共施設の老朽化対策
	・ごみ処理施設や斎場施設の整備などの大規模事業を予定
	・ごみ処理施設や斎場施設の老朽化による課題や環境問題等から施設整備
	・コミュニティFMを活用した災害情報伝達システムの老朽化、更新経費が増大となり苦慮

	・コミュニティFMの継続や時代の変化に合わせた情報伝達手段の構築
	・私立認定こども園7園の維持管理
	・指定管理制度の活用や民間貸付など、様々な手法により効果的で効率的な財政運営の実現を図る必要性
	・公有財産の売却等を推進するため不要施設や不要財産の把握の必要性
	・公共施設の適正配置（公共施設等総合管理計画に基づき、個別施設計画を作成し、更新・統合・長寿命化などを推進）の推進
	・平成29年度に固定資産台帳が完成し、有形固定資産減価償却率は、平成30年度が51.4%、平成31年度が51.1%、令和2年度が52.9%、令和3年度が54.7%、令和4年度が56.6%と公共施設等の老朽化が進行
	・固定資産台帳を基に公共施設等総合管理計画の策定につながったが、施設の個別計画が必要
	・債券運用は、満期までの期間が長期のため、投資計画を含めた財政見通しが必要
6 補助金、受益者負担金等の適正化	・第2次行政改革大綱の受益者負担の適正化の基準に基づく検証
	・第2次行政改革大綱の補助金の適正化の視点に基づく検証
	・行政コスト計算書を分析から受益者負担比率が類似団体に比べて低い
	※類似団体：産業構造（就業人口）、財政事情（基準財政収入、基準財政需要、標準財政規模）
	・補助金の見直しは、持続可能な行財政運営を実現するため、「定量的」な効果検証が必要（地方自治法第232条の2の規定に基づき、「公益上必要がある場合」に支出が可能）
効果的で効率的な財政運営の実現	
1 限られた行政資源の効果的かつ効率的な配分	・予算が硬直化、事業そのものの有効性を評価する行政評価との連携により無駄のない財源配分の必要性
2 ICTやAIなどの先端技術の発展	・ICTの進歩に後れを取らないように新しい技術やサービスを積極的導入
	・支払い事務の効率化
	・教員のICT活用スキルをさらに向上の必要性
	・ICT機器の操作に慣れ、ICT活用が日常化となってきたため、次の段階として、子どもの力を伸ばすための効果的なICTの活用方法や活用場面をさらに検討
	・児童生徒が情報機器やSNS等に適切に対応できる力を育成（情報モラル教育の実施）
3 国・県の動向等	地方創生交付金
	・いなべブランドの創造 都会の人々を魅了するモノ・コト・トキまで高めていく一連の創造活動である「グリーンクリエイティブいなべ」事業（“いなべブランド”の創造）の一層の推進

第1次、第2次行政改革の 主な取組の評価		市を取り巻く状況と やり残したこと◎		第3次行政改革大綱で 取り組むべき課題		第3次行政改革大綱 (基本方針) 共通の視点：いなべブランド (選ばれるまち)の創造	
パートナーシップのまちづくり	自治会の組織強化支援 自治会の加入促進により自治体加入世帯数を増やすことができました。						自治会の組織強化、市民活動の充実、いなべFMなどパートナーシップのまちづくりは市民が主役のまちづくりとして総合計画の施策として推進
	市民活動の充実 市民活動センターをによる各団体同士の交流を深めることができました。						
	民間のコーディネーターを活用した市民参画の推進 地域おこし協力隊など外部人材を活用したイベントの開催ができました。						
	コミュニティFMを活用した広報活動の充実 大規模災害発生時の伝達手段としてコミュニティFMによる広報活動の充実を図りました。						
簡素で効率的な行政システムの構築	いなべブランド（選ばれるまち）の創造 高水準で市として誇れる行政サービスを「いなべブランド」として、市の強みを市内外へ情報発信し、市のイメージ向上、職員の業務改善意識の醸成につなげました。	1 定員管理の適正化 ◎正規職員数の減少が進んだ一方で会計年度任用職員数が増加した、今後は、定年延長や保育士(社協採用職員を含む。)等の勤務状況を踏まえ、会計年度任用職員（集落支援員を含む。）の定員管理の適正化が必要である。		1 職員の能力・意欲の向上 ・職員のチャレンジ意識と能力の向上が必要である。 ・組織、人事の硬直化を防ぎ、任用形態のあり方を検討する必要がある。 ・「働き方改革」を行動に移す必要がある。		職員・組織の改革 ・組織横断的に職員の様々なアイデアが創出され、実行に写されていく風土づくりと仕組みづくりが必要である。 ・限られた人員で行政サービスを維持・向上するため、職員一人ひとりの能力を高めるとともにその能力を発揮できる環境を整え、組織全体を強化していく必要がある。	職員力と組織力の向上
	定員適正化計画の推進と人事評価制度の導入 定員適正化計画の基づき、職員数の削減、業務の目標管理の定着化及び組織内の情報共有の推進を行いました。	2 市組織の状況と働き方改革 ・社会全体が労働力不足の時代 ・行政需要に対応した適切な職員配置と職員数の管理が求められる。 ・体制と業務の不断の見直しにより最適化が求められる。		2 組織力の強化 ・行政課題の的確な対応や重点施策の迅速かつ確実な実施に向け、より効率的で機能的な執行体制の確立が必要である。			
	職員の資質の向上 「いなべ市人材育成基本方針」に基づくひと(職員)を伸ばす研修及び専門研修機関や三重県への職員派遣を行い、高度複雑化する行政事務に対応する専門知識の習得を図りました。	3 多様化・複雑化する行政需要 ・多様化、複雑化する行政需要に的確に対応し、積極性、創造性のある職員の育成が必要である。					
	財源の効率的な活用 決算分析と他市町比較を通して、補助金の見直し、地方債の繰上償還、電算委託費の見直しにより、財源の効果的な活用を行いました。	4 財政状況の見直し ・少子高齢化の進展に伴い、社会保障経費など扶助費が大幅な増となる見込みである。 ・税収や地方交付税などの一般財源の大幅な増収は見込めない。 ・現在の公共サービスを維持するには、単年度で15億～20億円の財源不足が見込まれる。		1 安定的な財政運営 ・財政運営の基本である歳入に見合った歳出とし、新たな財源の確保が必要である。		財政面の改革 ・行政需要の増加や将来的な歳入減少の可能性も踏まえ、歳出抑制・歳入確保の両面から財政基盤の強化を行う必要がある。 ・公共施設の適正な管理の仕組みを整え、施設の集約化等により、管理経費を抑制する必要がある。 ・公共施設の効果的な活用と合わせ、使用料等の見直しや受益者負担の適正化を図る必要がある。 ・補助金、負担金等の総点検を行う必要がある。	
効果的で効率的な財政運営の実現	計画的な財政運営の推進 財政状況において、歳入歳出の短期的、中長期的なシミュレーションを立てることができました。また、予算編成における枠配分方式を導入し、限られた財源を適正に配分できるよう努めました。	5 公共施設等の老朽化と必要財源の不足 ・民間の資金や活力を導入するなど、新たな官民連携が求められる。 ◎市の公共建築物について、3分の1が築30年以上を経過。老朽化が進む今後は必要な財源の確保が必要である。		2 公共施設の適正管理と最適化 ・市民との対話により、公共施設の適正な管理や人口規模や財源に応じた最適化を進める必要がある。			効果的・効率的で安定した行政サービスの構築
	受益者負担の適正化 斎場使用料、体育施設等の各種使用料の見直しのほか、国保料金、ごみ処理施設一の経費圧縮、保育料滞納者抑制、地元負担金などの見直しをしました。	6 補助金、受益者負担金等の適正化 ◎第2次行政改革大綱で定めた補助金の適正化視点や受益者負担金適正化の基準に基づいた検証が必要である。		3 受益者負担金の適正化と補助金等の総点検 ・持続可能な自治体運営を実現するため、受益者負担金の適正化と補助金等の総点検を継続して行う必要がある。			
	公有財産の売却等の推進(公有財産の有効活用) 公有財産管理システムを構築し、売却可能資産の把握、処分を進めました。						
	いなべ市総合計画に基づいた計画的な行政運営 いなべ市行政改革体系(Plan-Do-Seeサイクル)の構築、評価検証を行いました。また、全体として機能させていく総合的な行政マネジメントの仕組みを財務会計システム内に構築しました。	1 限られた行政資源の効果的かつ効率的な配分 ◎事務事業評価及び施策評価の的確な進捗管理を実施し、事業の再構築や重点化に向けた優先度を判断することが必要である。		1 事務事業の継続的な見直し ・ビルド・アンド・スクラップにより、市が目指す姿を実現するため、事務事業の見直しを継続的に行う必要がある。		行政サービスの改革 ・多様化・複雑化する行政需要を踏まえて、限られた行政資源で最大の効果が生み出せるよう、効果的・効率的なサービス提供の仕組みづくりが必要である。 ・市が目指す将来像の実現のために、既成概念からの脱却と事務事業の見直しによって生み出した財源を、戦略的に配分する仕組みが必要がある。 ・ICTやAIなど将来を見据えた新しい技術の導入により業務効率を上げ、資金や人的余力を生み出す必要がある。	
	情報システムの再構築による事務の効率化と経費の削減 システム更新、新規導入に当たり、アウトソーシングを見直し、自庁処理化や委託業務の削減を行い、事務の効率化と経費の削減につなげました。 また、電子申請、施設予約システム、生活情報メール、地理情報システム、クレジット収納など電子市役所を推進しました。	2 ICTやAIなどの先進技術の発展 ・先進技術の急速な発展により、行政のデジタル化によるサービスの質の向上と効率化が求められる。		2 行政のデジタル化 ・先端技術の積極的な導入により、行政の更なる効率化や市民の利便性の向上を図る必要がある。			
	地方創生に向けた地域再生計画の策定 地域の実情に応じた地域再生の目標を掲げ、自主的かつ自立的な取組により地域経済の活性化を図るため、国・県の動向に沿って、地方創生による拠点整備を推進してきました。	3 国・県の動向等 ・行政デジタル化の加速、民間活力のさらなる活用、広域自治による地域課題対応等が検討されている。					

第3次いなべ市行政改革大綱 (案)

〈令和8（2026）年度～令和17（2035）年度〉

令和7（2025）年2月現在
いなべ市

～ 目 次 ～

第4部 計画の推進にあたって ～第3次いなべ市行政改革大綱～

第1章 総合計画と行政改革の一体的な推進.....	1
第2章 第3次行政改革大綱の基本方針.....	3
基本方針1 職員力と組織力の向上.....	5
基本方針2 未来につなぐ持続可能な財政基盤の確立.....	7
基本方針3 効果的・効率的で安定した行政サービスの構築.....	8
第3章 推進方法.....	11
第1節 進捗管理.....	11
第2節 評価指標と目標値の設定.....	11
第3節 行政改革の財政効果額.....	11
第4章 実施項目.....	11

第4部 計画の推進にあたって

～ 第3次いなべ市行政改革大綱 ～

〈令和8（2026）年度～令和17（2035）年度〉

※第1章、第2章…「第3次いなべ市行政改革大綱」（10年間）

※第3章、第4章…総合計画の前期・後期基本計画と合わせて策定（5年間）

第1章 総合計画と行政改革の一体的な推進

第2章 第3次行政改革大綱の基本方針

第3章 推進方法

第4章 実施項目

第1章 総合計画と行政改革の一体的な推進

行政は、限られた人員や財源等の中でサービスの維持・向上を図り、社会の変化に柔軟に対応しながら持続可能な自治体経営を行う必要があります。

本市は、平成15(2003)年12月の合併以降、平成19(2007)年度から平成26(2014)年度までを「第1次いなべ市行政改革大綱」、平成27(2015)年度から令和7(2025)年度(※1年延長)までを「第2次いなべ市行政改革大綱」(以下「第2次行政改革大綱」という。)の期間として、「1. パートナーシップのまちづくり」、「2. 簡素で効率的な行政システムの構築」、「3. 効果的で効率的な財政運営の実現」の3つの基本方針のもと、25項目の改革に取り組んできました。

今後は、少子高齢化の更なる進行等による社会保障関連経費や公共施設の老朽化対策等による財政負担の増加が見込まれています。また、物価の高騰や世界経済の影響等による社会経済の見通しも予測が困難な状況にあり、こうした現状に対応した、より効果的な自治体経営が求められています。

本市は、「第2次行政改革大綱」の期間を1年間延長し、第3次いなべ市総合計画と「第3次いなべ市行政改革大綱(※以下「第3次行政改革大綱」という。)」の計画期間を、令和8(2026)年度から令和17(2035)年度までの10年間に統一し、総合計画と行政改革を一体的・効果的に推進します。様々な取組の「選択と集中」を効果的に行い、持続可能な自治体経営につなげます。

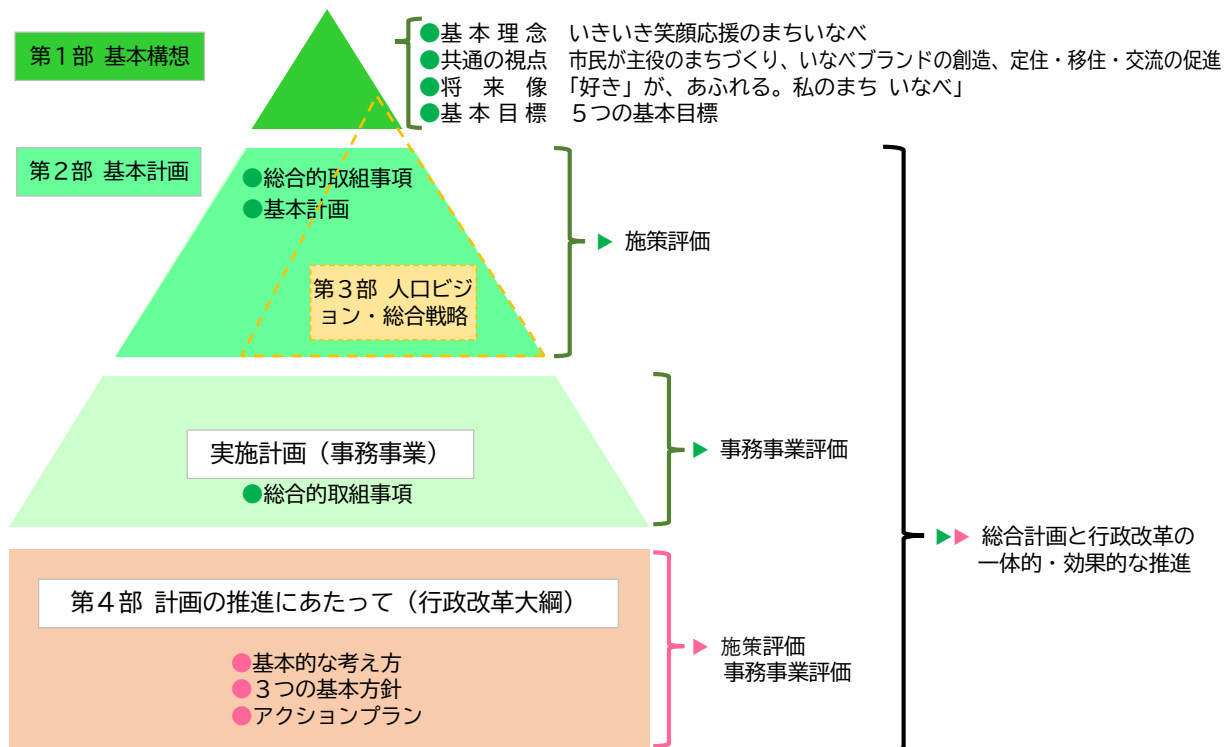
■第3次行政改革大綱の実施期間

年度	2026	2027	2028	2029	2030	2031	2032	2033	2034	2035
第3次総合計画基本構想										
前期基本計画										
後期基本計画				見直し						
第3次行政改革大綱										
前期アクションプラン										
後期アクションプラン				見直し						

※総合計画と行政改革を一体的・効果的に推進

※総合計画と行政改革を一体的・効果的に推進

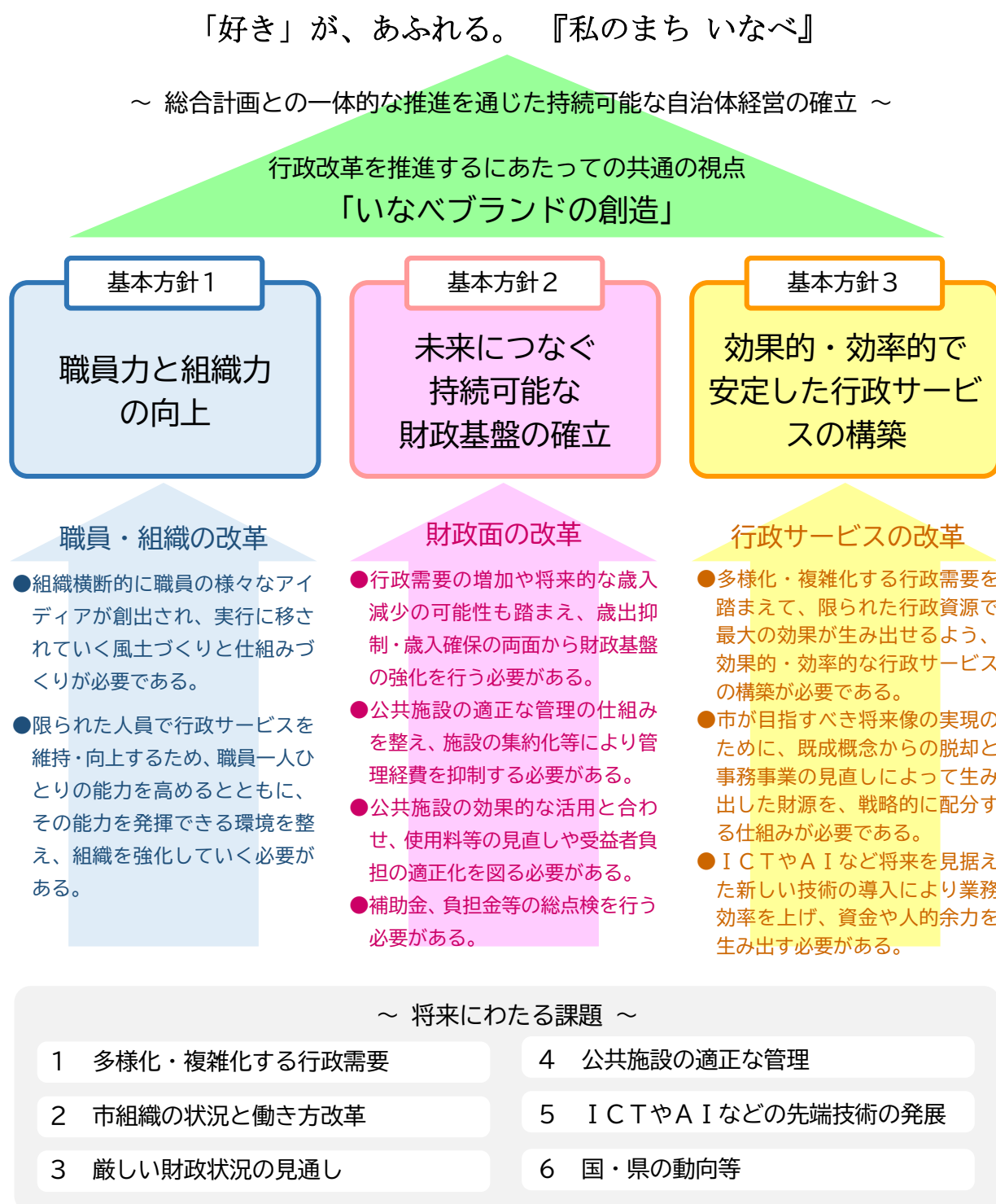
■総合計画における第3次行政改革大綱の位置付け



第2章 第3次行政改革大綱の基本方針

将来見通しを踏まえた持続可能な財政基盤を確立し、第3次総合計画で掲げるまちづくりの将来像への道筋を確かなものとします。また、行政改革の推進にあたっては、第3次総合計画と同様に、本市が誕生して以来、継続して取り組む「いなべブランドの創造」を、市民と行政が共有する「共通の視点」として位置づけます。

■第3次行政改革大綱の概念図



■第3次行政改革大綱の概念図の説明

 まちづくり の将来像へ の道筋	行政改革は、持続可能な自治体経営を確立し、必要とされるサービスを確実かつ効果的に提供する体制を整えるためのものです。 本市は、これまで別々に実施してきた総合計画と行政改革の推進を、令和8（2026）年度から一体的に実施し、総合計画を健全な行政経営の側面から支えることで、より一層効果的な自治体経営の推進に取り組みます。 第3次行政改革大綱においては、総合計画の目指すべき将来像への道筋として「総合計画との一体的な推進を通じた持続可能な自治体経営の確立」を掲げます。また、行政改革の推進にあたって、市民と行政が共有する共通の視点として「いなべブランドの創造」を位置づけます。
 基本方針	今後は、生産年齢人口の減少による労働力の不足、行政需要の増加、社会保障関連経費の増加、インフラ施設（公共的な機能を担う施設）の老朽化、変化の激しい社会情勢への対応、デジタル社会の急速な進展等、様々な課題への対応が必要となります。 こうした課題を踏まえ、今後も持続可能な自治体経営を継続していくため、その基本的な資源となる職員及び組織の一層の強化のもと、財政基盤の確立を図る必要があります。また、効果的・効率的で安定したサービス提供体制の確立に向けた不断の改善を継続的かつ迅速に行う必要があります。 今後10年間の行政改革の基本方針として、基本方針1では職員や組織体制についての改革、基本方針2では歳出抑制や歳入確保といった財政面での改革、基本方針3では行政サービスにおける改革を掲げます。
 将来に渡る 課題	10年間の計画期間中に課題解決に取り組みつつ、中長期の視点からも対策が必要な項目として、「1 多様化・複雑化する行政需要」、「2 市組織の状況と働き方改革」、「3 厳しい財政状況の見通し」、「4 公共施設の適正管理と最適化」、「5 ICTやAIなどの先端技術の発展」、「6 国・県の動向等」を掲載しています。

基本方針１ 職員力と組織力の向上

限られた人員で行政サービスを維持・向上するため、職員一人ひとりの能力を高めるとともに、その能力を十分に発揮できる環境を整え、組織の強化を図ります。

組織横断的に職員の様々なアイデアが創出され、実行に移されていく風土づくりと仕組みづくりに取り組みます。

<基本方針が目指す姿>

(１) 職員の能力・意欲の向上

職員のチャレンジ意識と能力の向上に取り組むとともに、人事の硬直化を防ぎ、任用形態のあり方を検討します。また、市役所における働き方改革を推進します。

(２) 組織力の強化

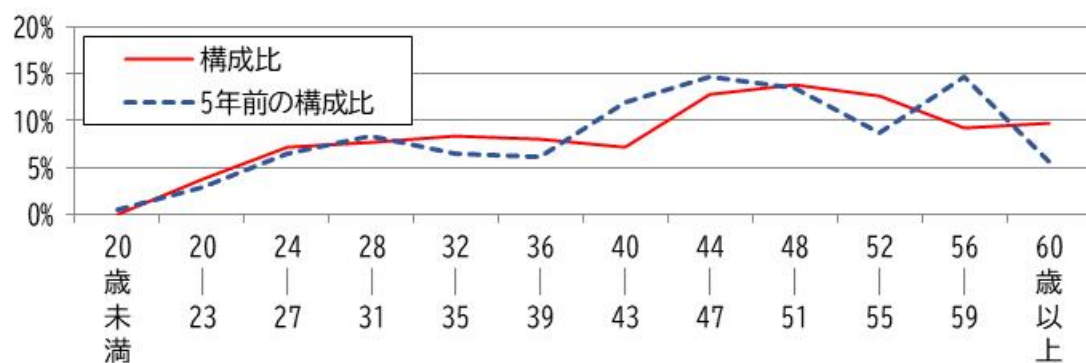
行政課題への的確な対応や重点施策の迅速かつ確実な実施に向けて、より効率的で機能的な執行体制の確立に取り組みます。

■基本方針１で踏まえるべき現状と課題

- ・生産年齢人口の減少による労働力不足が生じる。
- ・職員数の適正化を図ってきたが、会計年度任用職員を含めた定員管理の適正化が必要となっている。
- ・多様化・複雑化する行政需要に対応する専門的な知識や技術が不足しており、積極性、創造性のある職員の育成が必要となっている。
- ・行政単独では、質の高い行政サービスの提供が難しくなっているため、民間の資金や活力を導入した新たな官民連携の検証が必要となっている。

Topics：職員の構成割合

■年齢別職員構成の状況



基本方針1の推進項目

(1) 改革を実行できる職員の育成

本市の行政サービスをより一層向上させるために、職員一人ひとりが市民感覚を持ち、従来の考え方に捉われずに、多様な改革を重ね続けていくことが重要です。目標に向けて自律的に行動し、自ら成長する職員の育成に取り組みます。

また、市役所の組織運営としての継続性と職員の人材育成の均衡を保ちながら、適切な職員配置を行い、組織の活性化を図ります。

(2) 職員が能力を発揮しやすい職場環境づくり

行政サービスを効果的かつ持続的に提供するためには、職員一人ひとりが持てる力を最大限に発揮し、働きがいを感じながら働くことが重要となります。

職員がそれぞれの能力を発揮しやすい環境づくりや定数の適切な管理に加え、時間外勤務の改善や育児休業・介護休暇等が取得しやすく多様な働き方ができる職場づくりを進めます。

(3) 業務改革による生産性の向上

業務のプロセス全体を根本から見直し、再構築することで、業務全体の生産性の向上を図ります。効率の悪い事務作業の洗い出しや見直しを持続的に実施するとともに、デジタル技術を積極的に活用し、業務の更なる効率化を図り、職員が職員でなければできない業務に注力できる体制を構築します。

基本方針２ 未来につなぐ持続可能な財政基盤の確立

多様な分野、場面における行政需要の増加や将来的な歳入減少の可能性も踏まえ、歳出抑制・歳入確保の両面から財政基盤の強化を行います。

公共施設の適正な管理の仕組みを整え、施設の集約化等により、管理経費の抑制に取り組みます。

また、公共施設の効果的な活用と合わせ、使用料等の見直しや受益者負担の適正化を図るとともに、補助金等の総点検に取り組みます。

<基本方針が目指す姿>

(１) 安定的な財政運営

財政運営の基本である歳入に見合った歳出とし、新たな財源の確保に取り組みます。

(２) 公共施設の適正管理と最適化

市民との対話により、公共施設の適正な管理や人口規模・財源に応じた最適化に取り組みます。

(３) 受益者負担金の適正化と補助金等の総点検

持続可能な自治体運営を実現するため、受益者負担金の適正化と補助金等の総点検を継続して取り組みます。

■基本方針２で踏まえるべき現状と課題

- ・ 財政状況の見通しでは、社会保障経費が増大する一方で、税収や地方交付税などの一般財源の大幅な増収は期待できない状況である。
- ・ 現在の公共サービスを維持するには、単年度で 15 億～20 億の財源不足が見込まれる。
- ・ 民間の資金や活力を導入する等、新たな官民連携が求められている。
- ・ 市の公共建築物について、3 分の 1 以上が築 30 年以上を経過しており、老朽化が進む今後は、必要な財源の確保が課題である。
- ・ 第 2 次行政改革大綱で定めた受益者負担金適正化の基準や補助金の適正化視点に基づいた検証が必要である。

Topics：公共施設の老朽化（有形固定資産減価償却率の状況）

※有形固定資産減価償却率（有形固定資産の内、償却資産の取得価格等に対する減価償却累計額の比率を算出し、資産の耐用年数に対して資産取得からどの程度経過したかを表す指標）

■本市の有形固定資産減価償却率

年 度	2018	2019	2020	2021	2022
割 合	51.4%	51.1%	52.9%	54.7%	56.6%

Topics：本市の財政力

■令和5（2023）年度の財政力指数

自治体	いなべ市	全国平均	三重県平均	愛知県平均	岐阜県平均
指 数	0.76	0.48	0.55	0.89	0.55

※財政力指数：地方公共団体の財政力を示す指数で、基準財政収入額を基準財政需要額で除して得た数値の過去3年間の平均値。財政力指数が高いほど、普通交付税算定上の留保財源が大きいことになり財源に余裕があるといえる。

■令和5（2023）年度の経常収支比率

自治体	いなべ市	全国平均	三重県平均	愛知県平均	岐阜県平均
指 数	89.3	93.1	90.8	92.6	89.4

※経常収支比率：地方税、普通交付税のように用途が特定されておらず、毎年度経常的に収入される一般財源（経常一般財源）のうち、人件費、扶助費、公債費のように毎年度経常的に支出される経費が占める割合をいう。

基本方針2の推進項目

（1）公共施設マネジメントの強化

本市の多くの公共施設で老朽化に対応した取壊しや更新の対策が必要となっています。取壊しや更新は、多額の費用が生じることから、将来世代に過度な負担が生じないように、社会状況の変化を踏まえた上で、計画的で効率的な対策を図ります。また、公共施設で提供されるサービスの類似機能の集約化や異なる機能の複合化等に取り組みます。

（2）経常的な経費の効果的な配分

変化の激しい社会情勢に迅速で適切に対応するためには、限られた財源を必要な事業へ効果的に配分し、固定的経費の削減等の歳出抑制に取り組み、最少の経費で最大の効果をあげることが重要です。また、ゼロカーボンシティの実現に向けて、行政改革の視点から省エネルギーの推進等に積極的に取り組みます。

（3）安定的な自主財源の確保

国や県等からの財源確保に積極的に取り組む一方で、財政支援への過度な依存を抑えるため、自主財源を確保できる仕組みや体制の整備が重要です。

企業誘致や各種産業活性化への支援とともに、長期的な人口減少の抑制対策による市税収入の確保を図ります。

基本方針３ 効果的・効率的で安定した行政サービスの構築

多様化・複雑化する行政需要を踏まえ、限られた行政資源で最大の効果が生み出せるよう、効果的・効率的で安定した行政サービスの構築に取り組みます。

市が目指す将来像の実現のために、既成概念からの脱却と事務事業の見直しによって生み出した財源を、戦略的に配分する仕組みを構築します。

I C TやA I等、将来を見据えた新しい技術の導入によって業務効率を上げ、資金や人的な余力を生み出します。

<基本方針が目指す姿>

（１）事務事業の継続的な見直し

ビルド・アンド・スクラップにより、本市が目指す姿を実現するための事務事業の継続的な見直しを図ります。

（２）行政のデジタル化

先端技術の積極的な導入により、行政の更なる効率化や市民の利便性の向上を図ります。

■基本方針３で踏まえるべき現状と課題

- ・事務事業評価及び施策評価の的確な進捗管理を実施し、事業の再構築や重点化に向けた優先度の判断が必要である
- ・I C TやA I等の先端技術の急速な発展により、行政のデジタル化によるサービスの質の向上と効率化が求められている。
- ・行政のデジタル化の加速、民間活力のさらなる活用、広域自治による地域課題対応等が検討されており、国や県の動向等も踏まえた時流に即した迅速かつ適切な対策が必要である。
- ・多様化、複雑化する市民ニーズを的確に把握し、効果的なサービスにつなげる必要がある。

Topics

■電子市役所いなべ

本市は、電子申請やクレジット納付、公共施設等のオンライン予約等、全国のコンビニエンスストアでの住民票や納税証明書等の取得等、他自治体に先駆けて電子市役所として全国的に評価されてきました。今後も、急速に発展する先進技術を継続的に着目し、効果的な導入につなげていく必要があります。

基本方針３の推進項目

（１）行政サービスのデジタル化推進

本市は、全国に先駆けて行政手続のデジタル化を推進してきました。今後も先進技術の動向を注視し、市民の利便性向上及び職員の負担軽減につながるよう、オンライン手続やワンストップサービス等の拡充を図ります。

（２）多様な主体との連携と協働

指定管理者制度の活用やＰＰＰ／ＰＦＩ※の推進等、民間の活力を効果的に活用することで、民間のノウハウを生かした効果的な事業実施を推進します。

また、地域住民や市民活動団体、学校等とも連携し、それぞれの長所を生かして多様化・複雑化する地域課題の解決に向けた取組を進めます。

※ＰＰＰ：Public Private Partnership 公共施設等の整備を行政と民間が連携して行うことにより、市民サービスの向上や行政の効率化等を図る手法の総称

※ＰＦＩ：Private Finance Initiative ＰＦＩ法に基づき、民間の資金、経営能力及び技術的能力を活用し、公共施設等の設計、建設、維持管理、運営等を行う手法

（３）市民ニーズに応じた行政サービスの提供

施策や事業の見直しの際には、市民の意見を効果的に聴取し、行政サービスに反映することで、市民の理解と共感を得ながら行政サービスを効果的に提供します。今後は、次世代を担う子ども・若者の意見聴取の充実を図ります。

また、市民ニーズの抽出にあたっては、事業の見直しの趣旨や内容、関連する財政状況の見える化等、分かりやすい情報の発信を通じて、より効果的に意見を聴取し、改善に反映するとともに、関連部署間での情報共有の徹底を図ります。

4 月以降の会議で提示（10 頁程度の追加となります）

第3章 推進方法

第1節 進捗管理

第2節 評価指標と目標値の設定

第3節 行政改革の財政効果額

第4章 実施項目

■体系別取組一覧（20～30 の実施事項の一覧を掲載予定）